平成２８年（フ）第３５７３号
大阪市城東区放出西３丁目２番13号
破産者　柴垣多美子
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７０５号
大阪府豊中市二葉町１－９－４、住民票上の住所大阪市北区中崎西４丁目２番21―509号
破産者　飯島俊雅こと　ＬＥＥ　ＢＡＥＫＨＯ　李　　百鎬
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８３３号
大阪市旭区森小路１丁目５番６－212号
破産者　金澤　　宏
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９５５号
大阪市住之江区新北島３丁目９番４－407号
破産者　内野　　潔
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７１０号
大阪府枚方市星丘３丁目16番48―101号、開始決定時大阪府枚方市招提平野町２番51号
破産者　角屋久仁子
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７３５号
大阪府門真市寿町10番２―506号
破産者　佐藤　るり
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７５０号
大阪府八尾市北本町４丁目３番17号
破産者　岡田　悟史
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７５号
大阪市東淀川区豊里２丁目25番３号　北淀宝ハイツベゴニア　532号
破産者　中本　彰宏
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８５４号
大阪市大正区北村１丁目14―16、住民票上の住所大阪市大正区三軒家西１丁目７番７号
破産者　渡口　和**隆**
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０７号
堺市中区八田北町815番地８　グリーンヒル八田105号、前住所堺市中区東山101番地１
破産者　中村　和博
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８３号
大阪府羽曳野市羽曳が丘１丁目13番３号
破産者　菊田　清司
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
鳥取県鳥取市三津895番地１　ラックヴィラⅡ　Ｃ103号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市美萩野２丁目101番地
破産者　中川　**英**雄
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９号
鳥取県鳥取市美萩野２丁目101番地、旧住所鳥取県鳥取市丸山町327番地25
破産者　中川　陽子
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６６号
岡山県津山市田熊1246番地１
破産者　忠政　康宏
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第４４号
香川県丸亀市飯山町下法軍寺655番地３　アオ・アクア104号
破産者　和田　由佳
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３１７号
盛岡市好摩字上山３番地239
破産者　遠山　真美
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６号
秋田県にかほ市平沢字前谷地116番地78
破産者　水口　善豊
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第４号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字上野21番地８
破産者　佐藤　　肇
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１６５号
茨城県古河市緑町52番43号、前住所茨城県古河市女沼172番地１
破産者　水無瀬　一
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部